

調整は既に終了しておりますので、特別養護老人ホーム20床増床のスタートは、国保病院の診療所転換作業と並行させることが適当と判断し、同時オープンを目指してまいります。

また、当該介護施設の運営主体については、3年後を目途に、既設特別養護老人ホームを含め、公設民営化に移行することが適当と考え、今後十分な協議・検討をしてまいりますのでご理解願います。

加えて、要介護度の変化に応じて地域での生活が可能となる体制づくりのため、当町に不足する施設として、中間的役割を果たすケアハウス整備があげられますが、施設運営の収支予測や財政状況から事業化が難しく、介護度の段階に応じた介護体制として、あい荘の介護力を強化する中での機能確保や既存施設の有効活用について検討してまいりますのでご理解願います。

主要な施策の推進

◇町民福祉に関する事項

乳幼児期は家庭や保育所などの活動圏の中で、親や友人や保育士とのふれあいをとおして、情操や創造性、社会性を身につけていくなど、人間形成の基礎力が養われる上で極めて重要な時期であります。特に仲間との集団生活を営む保育所においては、乳幼児

が生涯の基礎を培う極めて重要な時期の大半を過ごすことでもあるため、保護者の協力の下に、家庭養育の補完を行い、基礎・基本的な生活習慣の習得のために、発達課題に即した学習課題解決を図るため、個人個人の能力と体力に応じ愛情を根底とした質の高い保育の提供に努めているところであります。

子育て支援センターにおいては、在宅育児支援対策として保護者から、特に需要の多い一時保育事業の受け入れ枠拡大や、直接支援センターに足を運ぶことが困難な方々のために、直接地域に向く、地域巡回支援センター事業の拡充、また、乳幼児や就学前児童をお持ちの保護者に、子育ての知恵を豊にすることを目的とした、チャイルドランド事業を開設し、各種相談体制の充実を図るなど、需要に即した子育て支援の推進を引き続き図ります。

特に、子育てに不安を持つ保護者に対しての相談や情報提供を積極的に行い、行政間の連携協力をもとより子育てグループなどとの協力をとおして、家庭や地域社会全体の養育機能の向上を目指します。

子どもを生み育てやすい環境づくりの具現化を目指す「乳幼児すくすくアクションプラン」を、町民の方々からさまざまなご意見を頂き昨年度策定をいたしました。

子どもを持ちたいと思う人が、安心して子どもを生み育てることができるよう、社会全体、新冠町全体で子育て支援の環境づくりを推進してまいります。

本年度は、乳幼児期の発達課題解決のための独自のプログラム開発や、児童福祉施設職員としての資質を高め、保育能力向上を目指す研修会の参加並びに、施設内外及び職員の危機管理意識の高揚を図る研修会の開催など、新規で取り組む学び体験事業は8事業、社会体験事業は3事業、交流体験事業は4事業、遊びと科学体験事業は7事業と、今まで以上に豊富なプログラムを提供し、より魅力的な保育所運営と子育て支援センターの運営を目指してまいります。

次に、高齢者に対する福祉施策につきましましては昨年度と同様、継続して実施してまいります。平成18年度に策定した「高齢者保健福祉計画」は平成20年度までの3年間を1期としており、本年度は平成23年度までの3年間の計画策定することになっております。この計画策定の中で、今後迎える超高齢社会に対応できるよう、現在の高齢者施策を一般的に見直すとともに「保健・福祉・医療体制整備プロジェクト」で報告された、介護の中間施設であるケアハウス整備の方向性について

も検討してまいります。

また、本年度から介護保険法の規定に基づき「地域包括支援センター」を設置し、高齢者の心身の健康保持や生活の安定のための必要な支援をしてまいります。この地域包括支援センターには主任ケアマネージャー、社会福祉士など3名を配置し、高齢者及び家族への総合的な相談支援事業や高齢者虐待防止など権利擁護事業を行うほか、介護予防事業にも取り組んでまいります。

平成18年、障害者自立支援法が施行され、昨年度は市町村の必須事業である「地域生活支援事業」に取り組み、町内の社会福祉法人の協力を頂き、地域活動支援センターの設置・運営を実現することができました。

本年度は障害者の日常生活や社会生活を支援するため、平成20年度まで予算措置される「障害者自立支援対策臨時特例交付金」を活用し「道の駅」と「レ・コード館」の障害者用トイレにオストメイト対応設備を整備するほか、「レ・コード館図書プラザ」に視覚障害者のための拡大図書器を設置し、子育て支援センターには障害児と保護者が気楽に利用でき、障害のない子どもや保護者と自然に交流できるよう児童遊具も設置することにしております。国は平成19年度、「妊婦健康診査の公費負担の望ましいあり方

について」の中で妊婦健康診査については自治体において公費負担の充実を図る必要があり、このための地方財政措置も拡充していることを明らかにしています。具体的には、妊娠から出産まで14回程度の検診が必要となることから、少なくとも5回程度の公費負担を実施するのが原則であるとの見解を示しております。当町では昨年度まで前期・後期2回の検診について助成するとともに、35歳以上の方には1回の超音波検査の助成をしてきたところ

であります。

本年度は妊娠・出産にかかる経済的不安の軽減と子育て支援・少子化対策として、国が示した5回の検診助成のほか、更に5回の検診助成を追加し、10回の検診に対して助成するとともに、超音波検査についても年齢に関係なく5回の助成をしてまいります。

国民皆保険を堅持し、医療保険制度を将来にわたり持続可能なものにして行くため、「安心・信頼の医療の確保と予防の重視」、「医療費適正化の総合的な推進」、「超高齢社会を展望した新たな医療保険制度体系の実現」と言う3つの基本的な考えの下で、平成18年に医療制度改革関連法が制定されました。本年度の国保会計予算は、この医療制度改革に伴う制度改正を反映したことから、これまでとは内容が大きく変更され

町政執行方針

たものとなっております。

先ず、「安心・信頼の医療の確保と予防の重視」についてですが、治療重視から予防重視の保健医療体系への転換にむけ生活習慣病対策における保険者の役割を明確化し、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の概念導入による国民運動を展開するという方針の下で、40歳以上の被保険者に対する検診・保健指導を行うことが保険者に義務付けられました。このため、本年度は検診対象となる国民健康保険被保険者の21%の受診率を見込み、これに必要な検診費用を予算計上しております。

また、検診の結果メタボリックシンドローム及び予備群と判定された方に対する保健指導に必要な経費については、一般会計・衛生費の「検診相談・健康教育事業」に予算措置をしております。次に「超高齢社会を展望した新たな医療保険制度体系の実現」については、本年度より75歳以上が加入する後期高齢者医療制度が始まることから、国保会計ではこれに伴う歳入・歳出予算の調整を行なっております。とりわけ、国民健康保険税については従来の医療費給付費分保険料、介護納付金分保険料に加えて新たに後期高齢者支援分保険料が設けられました。現行の国民健康保険税の税率を変更することなく調整

し、制度改正に伴う被保険者の負担増を招かないよう配慮していくこととしております。

なお、国民健康保険税の改正については、地方税法改正が3月に予定されていることから、平成20年度の臨時議会に提案する予定でおりますのでご理解願います。また、後期高齢者医療制度の創設に伴って新たな「後期高齢者医療特別会計」を設置いたしました。将来廃止される老人保健会計については、1ヶ月分の医療費の支出が必要であることから本年度も引き続き予算計上しております。

老人ホームは、常に満床であり入所待機者がいる中、施設開設から25年経過しましたが、この間施設・設備改修等を適時に行い介護施設としての環境整備に努めてまいりました。国保病院の診療所への転換に伴い現入院患者の受け入れ施設として恵寿荘のベット20床を増床いたします。また、入所される方の経費負担の軽減を考慮して、居室は多床室型で取り組んでまいります。併設しておりますショートステイ施設の稼働率が40%程度であることから空居室を活用して、町内の障害者の方々に利用して頂く障害福祉サービス事業を始めます。デイサービスセンターにつきましては、本年度も新冠町社会福

祉協議会への業務委託を実施しますが、時期を見て指定管理者制度の適用に向け総合的な検証を進めてまいります。

勤労者福祉対策については、本年度も勤労者の技能訓練や技術取得のための「技能者人材育成等補助金」、勤労者の生活の安定のための「勤労者生活資金貸付事業」を継続してまいります。

とりわけ、季節労働者対策については平成18年度をもって「冬季雇用安定奨励金」、「冬期技能講習助成給付金」の暫定2制度が廃止され、昨年度から季節労働者対策として「通年雇用促進支援事業」

が開始されております。この事業は通年雇用の促進に自発的に取組む地域の関係者で構成される協議会が策定した雇用対策の計画の中から、国が通年雇用効果の高いものを選定し、当該協議会に事業を委託するという内容のもので、新冠町は新ひだか町とともに、昨年度「日高中部通年雇用促進協議会」を設立し季節労働者の通年雇用化に向けた取り組みを開始致しました。本年度も引き続き本協議会を中心に地域の経済、産業団体や労働団体、更に関係機関と協力しながら、一人でも多くの季節労働者が通年雇用につながるよう努力してまいりたいと考えております。

雨や地震など多様な自然災害が頻繁に発生している現状に相次ぐ洪水氾濫被害を背景に、国は洪水予想河川を推定し、浸水予想区域結果を基に「洪水ハザードマップ」の作成を義務付けております。とりわけ、新冠町洪水ハザードマップについては、北海道が管理する新冠川及び厚別川両河川の浸水想定区域調査並びに当町の地域防災計画の全面改定の策定が昨年度完了いたしましたので、本年度作成することで取り進めてまいります。

同時に、北海道が平成18年3月に公表いたしました「十勝沖・浦河沖地震」、「三陸沖北部地震」、「500年間隔地震」3つの地震の津波シミュレーションの結果を基に津波マップも作成することにしておりますので、洪水と津波の危険区域及び避難施設などを網羅した「新冠町防災マップ」を作成し、防災意識の高揚と避難する際に活用して頂くために全戸配布することとし、町民への周知徹底を図ってまいります。

◆生活環境の整備に関する事項
公営住宅の整備であります。再生マスタープランによる東町の公営住宅建替え整備事業につきましては、1棟4戸の7号棟の建設と駐車場の整備をいたしました。なお、昨年度再生マスタープランの見直しをしました地域住

宅計画において、将来の人口や世帯数を推計し、少子高齢化などをも踏まえ、当町に適した公営住宅の建替え整備や維持管理に対する取り組みの方針を定めましたことから、今後は、本計画に基づいた公営住宅にかかわる事業を展開してまいります。また、グリーン団地の公営住宅建替え事業は、フェンス設置工事を持ちまして完了となります。ほか、中央町の北央団地2棟8戸の水洗化工事を行うとともに各公営住宅の屋根葺き替えや外部塗装などを実施いたします。

水道施設につきましては、昨年に引き続き、新冠節婦簡易水道統合事業計画のうち、節婦地区の国道、JR軌道横断の推進工事を重点に配水管の布設替を行います。また、平成15年度台風10号災害において被災しました西新冠地区の水道施設は、新冠第2地区簡易水道拡張事業といたしまして治水事業も含め、太陽芽呂地区の取水施設、導水施設の調査設計を実施いたします。

下水道事業については、快適な生活環境の確保を目指し、施設の維持管理に努め、更なる水洗化の促進を図ってまいります。

道路網の整備であります。高規格幹線道路「日高自動車道」の整備計画については、日高富川ICの供用によって日高路と接続され、当初の目的であります安全